

行田市消防署所再編計画

令和4年2月
行田市

目 次

- 1 再編計画の目的1
- 2 本市における消防再編の動き.....1
- 3 本市における再編方針2
- 4 1署2分署体制とした場合の効果.....2
- 5 再編後の組織体制.....2~4
 - (1)消防本部組織
 - (2)消防署組織
 - (3)組織図
 - (4)南分署閉鎖に伴う車両・人員・施設等の再整備について
- 6 再編計画期間4

行田市消防署所再編計画

1 行田市消防署所再編計画の目的

消防組織法(昭和22年法律第226号)において、消防は「その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うこと」が任務とされている(第1条)。

また、同法第6条では、市町村は、その区域における消防を十分に果たすべき責任を有する」とされており、消防は市町村がまずその任を担うという「市町村消防」の原則が示されている。

このことから、本市においては、行田市域を管轄として、昭和57年以来、1署3分署体制により本市の消防を担っているが、この体制を継続していくのに当たり、①救急需要の増大による救急要請の重複事案の増加、②重複事案の増加により、管轄外からの出動となり、現場到着時間に偏りが出ている、③火災現場における効率の良い初動活動の強化、といった課題が生じている。

この課題を検討したところ、幹線道路網の整備が進んだ現在、市の中心部の本署に車両・職員を集約し、本署から出動できる車両を増やし、市域全体でのバランスの取れた効率的な消防車両の運用を行い、消防力の維持向上を図っていくことが、安全で安心に暮らせるまちを作る消防に求められている使命であるとの結論に至った。

「行田市消防署所再編計画」(以下「再編計画」という)は、こうした中において、本市における消防の効率的・効果的な消防体制の構築のため、消防本部の規模の最適化及び消防力の適正配置を実施し、持続可能な消防を維持できるよう消防体制の充実強化を図るために策定するものである。

2 本市における消防再編の動き

平成23年度 消防指令センターの熊谷市との共同運用開始。

平成26年度 一般財団法人消防科学総合センターによる本市の消防力適正配置調査を実施したところ、行田市消防力適正配置調査報告書によると「本市は同規模消防本部と比較し、署所数が多く、職員数が少ないことから、将来に向け、職員の増員と署所の整理統合を図ることが望ましい」とされた。

平成27年度 行田市消防力適正配置検討委員会(以下「検討委員会」という)を庁内に設置し、消防団組織及び常備消防組織の見直しについて検討。

平成28年度 検討委員会での検討結果に基づき、再編成による運用を開始。

消防団組織

- ・6方面隊 → 5方面隊へ整理統合
- ・団本部第1警備隊と第2警備隊を統合 → 中央警備隊へ
- ・機動消防隊第1分団と第2分団 → 東部方面消防隊へ
- ・水防員を廃止し、水防活動に限った機能別消防団員を新たに任命

平成 29 年度～ 行田市公共施設等総合管理計画、行田市公共施設マネジメント計画に基づき、消防庁舎の整理・統合を検討。

平成 31 年度 南分署訓練棟解体（消防施設の安全を確保するため）

令和 2 年度～ 本市域における消防署所適正配置の観点から、消防署所再編計画を検討。

3 本市における再編の方針

■ 本市消防本部管轄内における消防力の適正配置について、**現在の1本部1署3分署体制を見直す**こととする。

■ 最終的には、「1本部1署1分署体制」を見据え検討していくが、国が定める「消防力の整備指針」に基づき、市街地の形成状況や都市計画道路の整備状況等を踏まえ、現在の消防力を維持しつつ移行できるよう、その時期については適宜検討していくこととし、**まずは2分署体制への再編を実施する。**

■ なお、2分署体制への再編に当たっては、市域全体でバランスのとれた配置とすべき観点及び幹線道路の整備状況から**南分署を再編の対象**とする。

■ また、国による広域化の推進については、県による勉強会等への参加を通じ、関係消防本部との理解・認識の共有を引き続き図り、県の方針を注視しながら検討を継続していく。

4 1署2分署体制とした場合の効果

再編によるデメリットとしては、現場到着時間の遅延が限定的に発生することが考えられるが、それを上回る以下のようなメリットが効果として見込まれる。

① 初動体制の強化（住民サービスの向上）

本署職員を増員（職員の再配置）することにより、本署からの出動人員が増え、初動体制の充実が図られる。

② 資機材の集約（消防体制の基盤強化）

南分署に配備していた救急車両（1台）、消防車両（1台）を本署に配備することにより、重複事案への出動体制の強化が図られる。

③ 職員の再配置（人員の効果的な配置）

南分署に配置していた職員を本署に配置することにより、質の高い活動と高度な専門的な連携訓練が可能となる。

5 再編後の組織体制

（1）消防本部組織

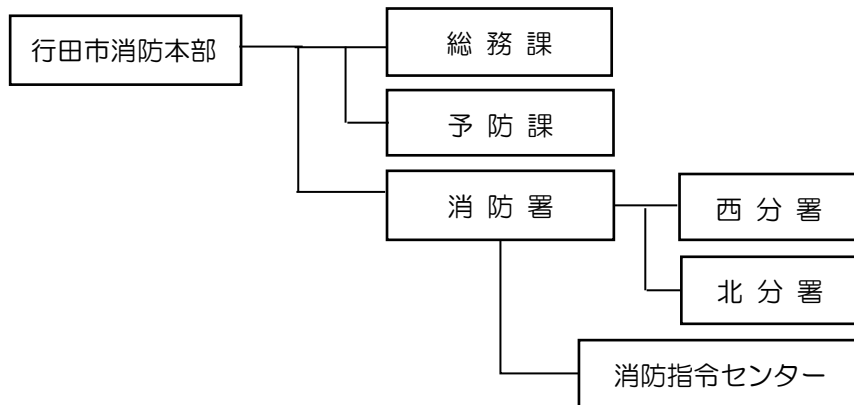
消防本部の業務執行を確実に遂行するために、総務課、予防課の2課体制は維持することとする。

（2）消防署組織

消防の責任を十分に果たすために必要な施設、人員を整備する上で指針となる「消防力の整備指針」を目標とし、行田市の置かれている状況や地域特性、消防需要などを勘案し、**1署2分署体制**とする。

なお、1署(本署)からの指揮命令システムの強化を図り、集約効果を最大限に生かすと共に職務遂行に必要な資格取得や訓練、研修等職員の資質の向上による行政サービスを充実させ、活力ある組織づくりを目指す。

(3) 組織図



(4) 南分署閉鎖に伴う車両・人員・施設等の再整備について

	現在の南分署配備状況	令和4年10月から
消 防 用 車 両	水槽付消防ポンプ自動車（行田南1）	→ 西分署へ配備 （行田西1号車は15年半運用後、更新しない）
	CD-1型消防ポンプ自動車（行田南2）	→ 本署へ配備 （行田2号車は15年半運用後、更新しない）
	高規格救急自動車（救急行田南1）	→ 本署へ配備 本署で救急隊2隊運用
人 員	南分署配置人員 12人	→ 本署へ配置（本署12人増員）
施 設 等	南分署庁舎	→ 除却 ^{※1}
	非常用発電機	→ 西分署へ移設 ^{※1}
	備品等	→ 各署所で活用

※1 時期未定

6 再編計画期間

再編計画の期間は、令和3（2021）年度から令和25（2043）年度までとする。
このうち、1署2分署体制については、令和4（2022）年度中に完了させることとする。

行田市消防署所再編計画
令和4年2月
行田市消防本部 総務課
電話：048-550-2119